

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

佐伯市立宇目緑豊中学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策にあたってきたところである。

このたび、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）の施行を受けて、本校では、改めて、生徒の尊厳を保持するため、学校・地域住民・家庭その他の関係者との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「宇目緑豊中学校いじめ防止基本方針」としてまとめ、ここに策定している。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、本校はこれを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 生徒は、いじめを行ってはならない。教職員は、いじめの未然防止を図ることを旨とする。いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- ② いじめは生徒等に尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となる行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。
- ③ いじめに関する事案の対処においては、当該いじめを受けた生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。

- ④ いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

(3) いじめの集団行動と様態

- ① いじめは大人の見えないところで行われている。
- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。
(時間・場所)
 - ・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。
(カモフラージュ)
- ② いじめられている本人からの訴えは少ない。
- ・いじめられている生徒には、ア) 親に心配をかけたくない。イ) いじめられる自分はだめな人間だ。ウ) 訴えても大人は信用できない。エ) 訴えたらその仕返しがこわい。等といった心理が働く。

分 類	(抵触する可能性のある刑罰法規)
ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	(脅迫、名誉毀損、侮辱)
イ 仲間はずれ、集団による無視	(刑罰法規には抵触しないが毅然とした対応が必要)
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。	(暴行)
エ ひどくぶつかったり、叩かれたる、蹴られたりする。	(暴行、傷害)
オ 金品をたかられる	(恐喝)
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	(窃盗、器物破損)
キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。	(強要、強制わいせつ)
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	(名誉毀損、侮辱)

3 いじめ防止の基本的な方向と取り組み

(1) 指導体制、組織体制

いじめ・不登校対策委員会

- ・学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画、立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理、分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・配慮を必要とする生徒への支援

校長
 教頭
 生徒指導主任
 特別支援教育C
 当該学年
 教育相談C
 SC
 SSW

(2) 年間指導計画

	年間指導計画	教職員研修
4月	学級集団（仲間）づくり 家庭訪問	生徒理解と情報交換
5月	いじめアンケート調査	いじめに関する研修
6月	教育相談による聞き取り調査(全員)	
7月	人権標語の取組 生活実態調査 情報モラル教育 第1回QU いじめアンケート調査	特別支援教育（発達障害）研修
8月	平和宣言の取組	スクールカウンセラーの活用
9月	人権作文の取組	生徒理解と情報交換 QU分析①
10月	いじめアンケート調査	P学共催人権教育講演会
11月	教育相談による聞き取り調査(全員)	ブロック人権同和教育研究大会
12月	生活実態調査、第2回QU いじめアンケート調査	
1月	薬物乱用防止教室	QU分析②
2月	いじめアンケート調査	生徒理解と情報交換
3月	生活実態調査、今年度の反省 いじめアンケート調査	学校評価の分析と検討会

※いじめアンケートを2ヶ月に1回程度実施、実態把握に努める。

4 いじめ防止の措置

(1) いじめの予防

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る。」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

- ① 生徒たちや学級の様子をよく知ること。
- ② 互いに認め合い支え合い助け合う仲間づくり
- ③ 命や人権を尊重し、豊かな心を育てること
- ④ 保護者や地域の方への働きかけ

(2) 早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒たちに関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

- ① 教職員のいじめに気付く力を高めること。
- ② いじめは見えにくいものということを認識しておくこと。
- ③ 生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けること。
- ④ 生活ノートを有効に活用すること。
- ⑤ 教育相談等で生徒が気軽に相談できる信頼関係を作ること

(3) いじめの対応

把握すべき情報例

- ◇ 誰が誰をいじめているのか？
- ◇ 何時、何処で起こったのか？
- ◇ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？
- ◇ いじめのきっかけは何か？
- ◇ いつ頃から、どのくらい続いているのか？

①いじめられている生徒への対応

- ・ 事実確認とともに、まず辛い今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・ 自信を持たせることばをかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②いじめている生徒への対応

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外観を与えないようにするなど一定に教育的配慮のもと、毅然とした対応と、粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

③友人、知人（観衆、傍観者）への対応

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、「いじめの傍観者」から「いじめを阻止する仲裁者」への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④保護者及び関係機関との連携

◇保護者

- ・ 当該の保護者には、家庭訪問などで面談し、事実関係を正確に伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

◇関係機関 … 教育委員会・警察・福祉関係・医療機関との連携を図っていく。

5 ネットいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、また生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ③ 生徒が身体に重大な障害を負った場合
- ④ 生徒が金銭を奪い取られた場合
- ⑤ 生徒が相当の期間（30日を目安）欠席している場合

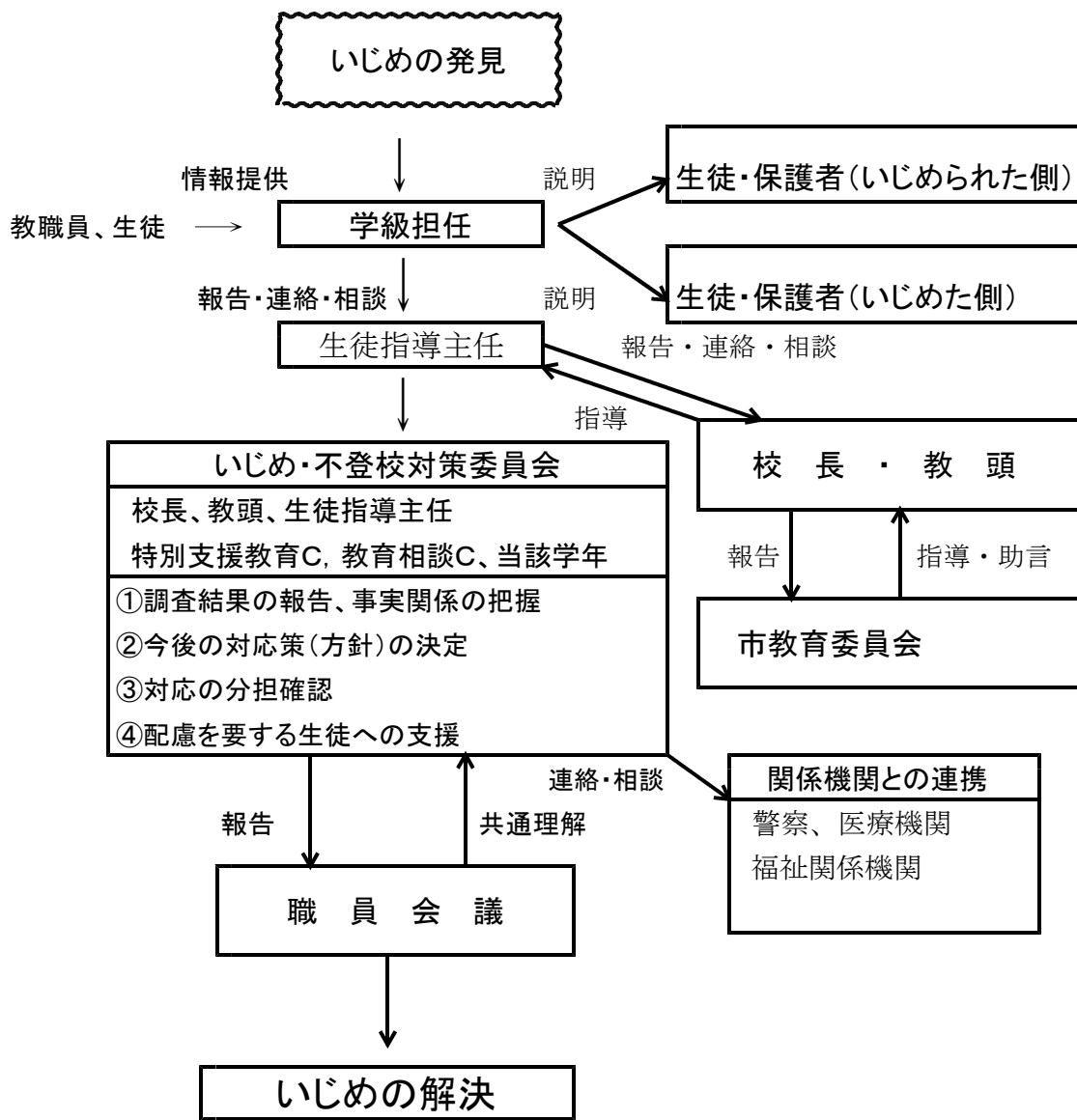
(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ① 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒や保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が疎外されないことがないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提出する。その際、個人情報の保護に関する法律等をふまえること。

7 いじめへの対応（フローチャート図）



- 当該生徒への指導、継続的な支援
- 当該学年、全校生徒への指導
- 定期的な情報収集と全職員による支援策の共有